

欧州特許庁、審判部の独立性と効率を高める組織再編案の承認を公表

2016年7月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、6月30日に開催された欧州特許機構管理理事会（以下、「管理理事会」）第148回会合において、EPO 審判部の組織再編案が現行の欧州特許条約（EPC）の改正を要しない形で承認された旨、7月1日付けのニュースリリースで公表した。

EPO 審判部の独立性については、拡大審判部の議長を務める審判部担当副長官に対して、当該副長官が長官の指示を受ける立場にあることを理由に忌避の申立が認められた事件（R19/12）をきっかけに、審判部の独立性を高めさらに効率を向上させるべく、関係者の間で議論が進められ、昨年3月に開催された管理理事会にはEPO から審判部の組織再編案が提出され、その後、意見募集等を経て、組織再編案に修正が一部加えられた後、6月30日の管理理事会で最終的に組織再編案が承認されることとなった。

EPO のニュースリリースによれば、承認された本組織再編案により、審判部は新たに審判部ユニット（a Boards of Appeal Unit）としてEPO 内に設置され、新設ポストとなる審判部長官によって管理されることとなる。また、審判部長官は管理理事会に対して責任を負うが、EPO 長官に対しては負わない構成とする一方、管理理事会の下部委員会として審判部委員会（BoAC）が新設され、審判部ユニットにおける管理問題及び組織問題について、審判部長官に対して助言を行う。EPO 長官は、承認された本組織再編案により、審判部ユニットに関する全管理権限を審判部長官に委譲することとなり、また、審判部長官は、拡大審判部の議長を務めることとなる。

今後、審判部ユニット職員を対象とした独自のキャリア・システムを構築し、オフィスについてはミュンヘン市内の新たな場所に独立した建物を設けることとしている。

－ EPO のニュースリリースは、以下参照 －

[Greater independence and improved efficiency for the EPO's Boards of Appeal](#)

－ 欧州特許機構管理理事会第148回会合の議事概要は、以下参照 －

[148th meeting of the Administrative Council of the European Patent Organisation \(Munich, 29 and 30 June 2016\)](#)

－ EPO 審判部の組織再編に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州特許庁、審判部の独立性を高める組織再編案について意見募集を開始（2015年5月1日）\(PDF\)](#)

(以上)